

成年後見制度

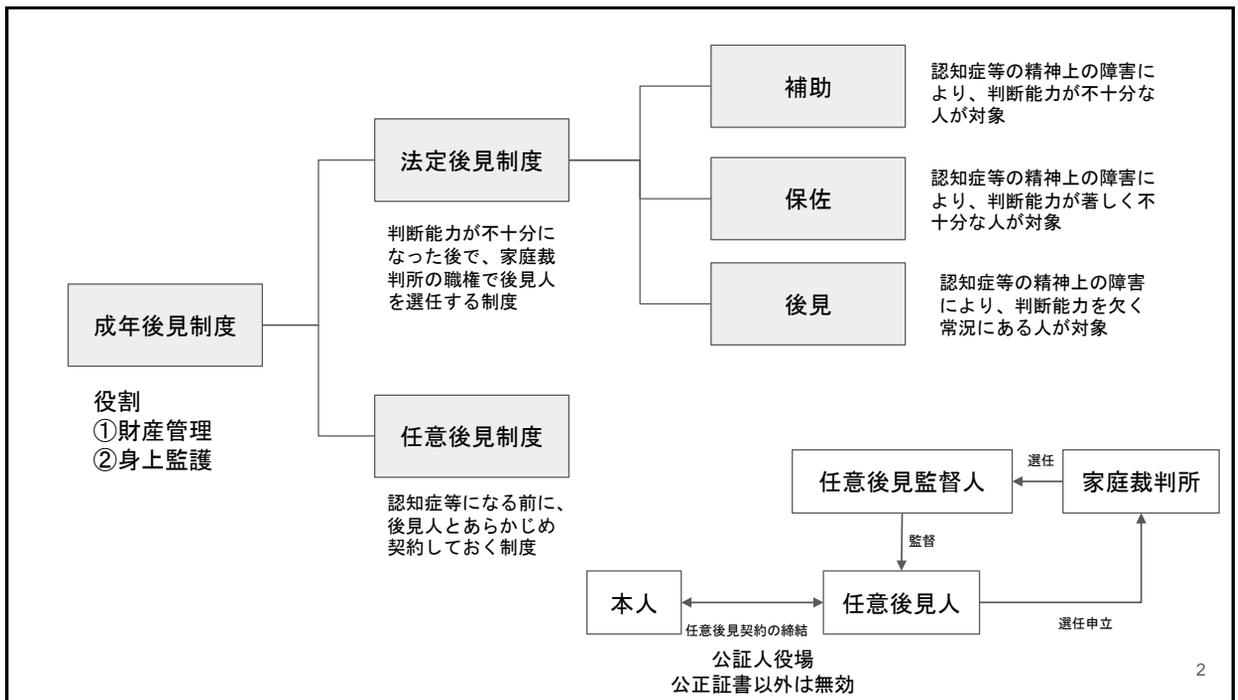
認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な者の判断能力を成年後見人が補っていく制度

申込み先	家庭裁判所（市町村×）
成年後見人の職務	①財産管理、②身上監護（入浴介助等を行うことではない）
分類	法定後見制度、任意後見制度

成年後見制度には、認知症等の理由で判断能力が不十分となったときに、四親等内の親族等の申し立てに基づき、家庭裁判所の職権で後見人を選任する法定後見制度と、認知症等になる前にあらかじめ後見人と契約をしておく任意後見制度の2つがある。身寄りがない場合は、市町村長から家庭裁判所に申し出ることもできる。

1

1



2

2

問題 58 成年後見制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見、保佐及び補助の3類型に分かれている。
- 2 成年被後見人が行った法律行為は、いかなる場合でも取り消すことができない。
- 3 保佐人には、年金、障害手当金その他の社会保障給付を受領する代理権を与えることができる。
- 4 公正証書以外の方式で契約をしても、任意後見契約として有効である。
- 5 社会福祉協議会等の法人も、成年後見人に選任されることができる。